

## 公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成 18 年 3 月

評価対象（事業名）	免許試験の実施に関する業務の代行業務	
担当部局・課	主管部局・課	労働基準局安全衛生部計画課
	関係部局・課	

## 1. 事業の内容

## (1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	3	労働者が安心して快適に働くことが出来る環境を整備すること
施策目標	2	労働者の安全と健康を確保すること
	I	事業場における安全衛生水準の一層の向上を図ること

## (2) 事業の概要

事業内容（委託・推薦）
<p>労働安全衛生法では、事業場における労働者の安全と健康を確保するため、厚生労働省令で定める危険有害業務における一般の労働者の就業を禁止しており、労働者に免許を交付することによって、禁止を解除しているところである。当該免許事務の実施に関しては、厚生労働大臣の指定を受けた（財）安全衛生技術試験協会が業務を代行している。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>労働安全衛生法第75条、同法第75条の2</p> <p>厚生労働省令（労働安全衛生規則第69条）で定める免許試験区分</p> <p>一 第一種衛生管理者免許試験</p> <p>一の二 第二種衛生管理者免許試験</p> <p>二 高圧室内作業主任者免許試験</p> <p>三 ガス溶接作業主任者免許試験</p> <p>四 林業架線作業主任者免許試験</p> <p>五 特級ボイラー技士免許試験</p> <p>六 一級ボイラー技士免許試験</p> <p>七 二級ボイラー技士免許試験</p> <p>八 エックス線作業主任者免許試験</p> <p>八の二 ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験</p> <p>九 発破技師免許試験</p> <p>十 揚貨装置運転士免許試験</p> <p>十一 特別ボイラー溶接士免許試験</p> <p>十二 普通ボイラー溶接士免許試験</p> <p>十三 ボイラー整備士免許試験</p> <p>十四 クレーン・デリック運転士免許試験</p> <p>十五 移動式クレーン運転士免許試験</p>

## 十六 潜水士免許試験

※なお、以前は第十四号がクレーン運転士免許、第十六号がデリック運転士免許、第十七号が潜水士免許となっていたが、平成18年4月1日にクレーン運転士免許とデリック運転士免許が統合されたことから、上記のとおり改められたところである。

関連公益法人名

(財)安全衛生技術試験協会

## 2. 評 価

## 必要性、効率性、有効性等の分析

労働安全衛生法では、事業場における労働者の安全と健康を確保するため、国は危険有害業務における一般の労働者の就業を禁止し、免許を交付することで当該業務に係る制限を解除しており、免許試験を実施することにより、当該業務に就くために必要な能力を担保する必要がある。

免許試験については、全国斉一的に適正かつ確実に実施する必要があるが、行政事務の効率的運営の観点から、その遂行能力のある法人を指定し、事務の代行を行わせることとしている。また、(財)安全衛生技術試験協会は、労働安全衛生に関する知見及び普及に関する実績等があることから、試験事務の適正かつ効率的な実施に最も適当な主体である。

<参考>

平成17年度 免許試験実施結果		申請者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)
学 科 試 験	第一種衛生管理者	51,203	48,068	26,263	54.6
	第二種衛生管理者	21,692	20,644	13,783	66.8
	高圧室内作業主任者	96	91	62	68.1
	ガス溶接作業主任者	731	718	593	82.6
	林業架線作業主任者	244	240	170	70.8
	特級ボイラー技士	779	722	58	8.0
	一級ボイラー技士	11,356	10,691	4,995	46.7
	二級ボイラー技士	38,712	37,346	17,877	47.9
	エックス線作業主任者	6,504	6,133	2,617	42.7
	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	321	293	205	70.0
	発破技士	854	842	554	65.8
	揚貨装置運転士	595	590	467	79.2
	特別ボイラー溶接士	135	134	95	70.9
	普通ボイラー溶接士	705	677	479	70.8
	ボイラー整備士	3,534	3,397	2,123	62.5
	クレーン運転士	22,732	22,227	12,366	55.6
	クレーン運転士 (床上運転式限定)	158	151	88	58.3
	移動式クレーン運転士	5,182	5,024	3,840	76.4
	デリック運転士	41	40	28	70.0

	潜水士	6,728	6,481	4,789	73.9
	学 科 試 験 合 計	172,302	164,509	91,452	55.6
実 技 試 験	揚貨装置運転士	413	401	369	92.0
	特別ボイラー溶接士	92	90	80	88.9
	普通ボイラー溶接士	598	582	315	54.1
	クレーン運転士	5,176	4,701	2,183	46.4
	クレーン運転士(床上運転式限定)	153	144	59	41.0
	移動式クレーン運転士	703	616	369	59.9
	デリック運転士	42	41	18	43.9
	実 技 試 験 合 計	7,177	6,575	3,393	51.6
総 合 計		179,479	171,084	94,845	55.4

試験会場：北海道、宮城県、千葉県、愛知県、兵庫県、広島県、福岡県  
(なお、一部の試験については出張試験により全ての都道府県で試験が実施されているところである。)

#### 評価結果(事務・事業の必要性)

上記のとおり、労働者の安全と健康を確保するため、引き続き、免許試験の実施により労働者の安全と健康を確保することは必要であるとともに、指定機関が免許試験事務を実施することで、制度の円滑な運用を図っていく。

### 3. 特記事項

なし。